第二条　令和八年十月一日から令和九年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
北海道	全ての市町村
青森県	全ての市町村
岩手県	全ての市町村
宮城県	全ての市町村
秋田県	全ての市町村
山形県	全ての市町村
福島県	全ての市町村
茨城県	全ての市町村
栃木県	全ての市町
群馬県	全ての市町村
埼玉県	全ての市町村
千葉県	全ての市町村
東京都	全ての市区町村
神奈川県	全ての市町村
新潟県	全ての市町村
富山県	全ての市町村
石川県	全ての市町
福井県	全ての市町
山梨県	全ての市町村
長野県	長野市　中野市　小海町　立科町　南箕輪村　下條村　売木村　青川村　大鹿村　上田市　飯山市　長野和町　南牧村　天龍村　大桑村　木曽町　上松町　南木曽町　木祖村　王滝村　松本市　塩尻市　岡谷市　茅野市　下諏訪町　富士見町　原村　阿南町　阿智村　平谷村　根羽村　売木村　青川村　中川村　飯田市　南木曽町　木祖村　王滝村　大桑村　天龍村　泰阜村　喬木村　豊丘村　大鹿村　上松町